

平成 31 年第 1 回定例会（3 月議会）一般質問議事録抜粋



1. 外国人材の受入れ・共生に向けて

大分労働局がまとめた 2018 年の県内の外国人労働者数（2018 年 10 月末現在）は、前年対比 14.6% 増の 6254 人で、2007 年に届け出が義務化されて以降、最多となり、6 年連続で過去最高を更新しました。雇用情勢の改善や国が推進する高度外国人材、留学生らの受け入れが進んでいることなどが要因と考えられます。

国籍別ではベトナムが 1782 人（前年対比 24.7% 増）で、初めて最多となり、2017 年まで最も多かった中国は 1296 人で同 9.7% 減少しました。インドネシアは同 54.2% 増の 478 人と大きく伸びています。

在留資格別では技能実習が全体の約半数の 3094 人、次いで、留学生などの「資格外活動」1572 人、「身分に基づく在留資格」840 人、「専門的・技術的分野」671 人などとなっています。

中津職業安定所管内では、在留資格外国人数は 680 人となっており、本県が県外、市外にある事業所の外国人労働者はこの集計では把握が困難と聞いています。

中津市の調査によると外国人人口は、（2018 年 12 月末現在）1390 人、内技能・技術を有した外国人労働者人口は 872 人となっています。

政府は、今年 4 月施行の新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、昨年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。

(1) 外国人労働者の実態把握の現状

実際に中津市内で就労している外国人労働者の実態（人数、業種、国籍、居住校区・地区、日本語力、生活習慣の会得等）を市としてどのように把握しているのか伺います。

<答弁>市では、転入や転出に伴う住民異動の手続きにより、在留外国人の実態を把握しています。把握している内容は、人数、国籍、年齢、住所地となります。

平成 30 年 12 月末現在の外国人人口は 1,396 人、うち男性が 857 人、女性が 539 人となっており、3 年前と比較して約 2 倍となっています。国籍別ではベトナムが最も多く、380 人（全体の 27.2%）、次いでインドネシアが 291 人（同 20.8%）、韓国が 196 人（同 14.0%）、中国が 189 人（同 13.5%）となっています。

業種につきましては、ハローワーク中津の公表資料によると、製造業が 75.6% と最

も多くなっており、その他、建設業（3.1%）や卸売小売業（2.8%）などとなっています。

また、住所地別では北部校区が最も多く295人、次いで豊田校区が186人、小楠校区が180人となっています。

なお、日本語能力や生活習慣への理解については把握しておりません。

②日本語能力や生活習慣への理解については把握できていないということですが、そこが今後の大きな課題と言えます。実態の把握なくして、対応策は見出せません。是非、事業所等を通じた実態把握を行うことを求めます。次に、中津市の調査による技能・技術を有した外国人労働者人口は872人となっていますが、人材派遣を含めて、全ての外国人労働者を掌握できているのか伺います。

<答弁>先ほどお答えしたとおり、市として把握しているのはあくまでも住民登録がある者に限りますので、短期派遣等で中津市に住民登録がない場合は把握できません。

（2）市内で発生している外国人労働者に対する苦情

私の住んでいる北部校区にも300人を超える外国人労働者が住んでいるように感じます。最近、ゴミの分別ができない。大声で騒ぐ。自転車の無灯火運転。上半身裸で外を出歩く。女子高校生を追いかける。等の苦情や相談を受けています。

生活環境の違うところからきている外国人労働者が増えたことで、地域ではトラブルが発生しています。そこで、市や警察等にはどのような苦情が寄せられているのか伺います。

<答弁>外国人労働者による地域でのトラブルについては、ゴミの分別ができていないことや自転車の通行マナーについてなどの苦情・相談が数件寄せられています。

②他にも、畑の野菜や果物を持ち去るなどの被害があり、その場に出くわしても、怖くて注意できなかったと聞いています。市は、トラブルの解消に向けて、受入れ企業や自治会とどのように連携しているのか伺います。

<答弁>市では、地域でのトラブルに対しては、アパートの管理者や雇用主である企業に対して指導をお願いし、改善に努めています。

また、企業や監理団体からの依頼により、防災やゴミの捨て方などについての説明・指導を行っています。警察においても同様に自転車の交通ルールや防犯対策などの指導を行っています。

（3）総合的対応策における市が担う施策や負担額

政府は人手不足に対処するため、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法と呼ぶ）を改正し、在留資格「特定技能1号」「同2号」を新設したことにより、4月から外国人労働者の受け入れが拡大されます。さらに外国人労働者が増加し、住民とのトラブルが増加

することが懸念されます。国の総合的対応策は外国人支援策を柱とするもので、医療や生活サービス、社会保障など126項目にも及びますが、この中で市が担う施策や負担額について伺います。

<答弁>国の総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、目指すべき方向性を示すものです。

具体的には多言語化、相談体制の整備や、医療・保健・福祉・交通安全対策などの生活サービス環境の改善、日本語教室などによる円滑なコミュニケーションの実現、児童生徒の教育等の充実、適正な労働環境等の確保、社会保険への加入促進など、126項目の施策が盛り込まれています。

市が担う施策についてですが、現在、大分県及び県内全市町村で構成する「大分県外国人材の受け入れ・共生のための対応策協議会」の中で、国・県・市町村が担うべき施策について協議を行っているところです。

具体的な施策として、ホームページ・ゴミの分別情報・母子健康手帳・防災に関する情報などの多言語化や、日本語教室の開催などの取組を行っていきます。

②外国人との共生社会の実現に向けて

政府は、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していくこと。

そして、その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であるとしています。

そこで、中津市として増加する外国人との共生社会の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか伺います。

<答弁>人口減少社会の中、中津市においても直近の有効求人倍率は過去最高の1.74となっており、中小・小規模事業者の皆さんが深刻な人手不足に直面しています。そのような中で、外国人労働者は今後も増加していくことが想定されます。

外国人との共生社会の実現に向けては、地域住民、外国人双方の声を聴きつつ、誰もが暮らしやすい地域社会づくり、生活サービス環境の改善、円滑なコミュニケーションの実現、そして、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を進めていきたいと考えています。

③まずは、言葉の壁。コミュニケーションづくりが大切と考えます。政府は全国100カ所に地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）を設置し、多言語対応の実現を図るとしています。既に取り

組んでいる自治体では通訳など人材確保の難しさを訴えています、中津市にもワンストップセンターは設置されるのか。

<答弁>多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）は、都道府県及び市区町村が在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、教育等の生活にかかる情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口です。

国は、都道府県や指定都市に加え、外国人住民が1万人以上の市町村又は外国人住民が5千人以上で住民に占める割合が2%以上の市町村を対象に設置費用の一部を助成することとしています。従って、県内の全市町村は対象外となりますが、大分県では設置に向けた検討をしていると伺っているところです。

④確かに、県の今年度の当初予算を見ると相談窓口を設置する予算が計上されています。しかし、1400人以上の外国人を抱える中津市にも設置が必要と考えます。1990年の入管法改正では、政府は日本語教育や住宅支援などほとんどの施策を地方自治体に委ねてきた歴史があります。再び自治体側に対応を丸投げするのではとの疑念は拭えません。そこで、県、市町村がつくる外国人材の受け入れ・共生のための対応策協議会における議論経過と受け入れ企業の対応策について伺います。

<答弁>「大分県外国人材の受け入れ・共生のための対応策協議会」につきましては、昨年12月25日に設置され、1月22日に第1回、2月13日に第2回の協議会が開催されたところです。

協議会では、国の総合的対応策に基づき、大分県版の対応策策定に向けて協議を行っています。3月中旬に予定されている第3回協議会において対応策の最終案を決定し、同月下旬に公表する予定となっています。

受け入れ企業に対しては、適正な労働環境等の確保に向け、労働基準監督署やハローワークと連携し、労働関係法令の遵守に向けた周知や、外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発、適正な雇用管理や安全衛生教育を実施するための指導・相談・支援等に取組んでいくこととしています。

（まとめ）市として、受け入れ企業と連携して、外国人を受け入れる地域・自治会との共生をいかに図っていくかという課題の検討を求めて、次の質問に入ります。

2. サービス業誘致による雇用の拡大

1月25日の大分合同新聞に、中津に9年ぶりに映画館が復活—。

映画興行のセントラル観光は24日、中津市三光佐知のイオンモール三光内に「セントラルシネマ三光」を建設すると発表した。8スクリーン（総席数1178）のシネマコンプレックスで、来年3月までにオープン予定。同市を含む県北地域や隣接する福岡県東部の京築地方には映画館がなく、中津市や近隣の住民にとって待望の施設誕生となる。24日に立

地協定締結式と記者会見があり、奥塚正典市長が「市内はもとより県北や福岡県、日田・玖珠地域からも集客できる。多くの人を訪れる拠点になれば」、力武代表取締役が「地域に愛される映画館づくりに励み、地域ナンバーワンを目指したい」などと述べた。との記事が掲載されました。

これまで、中津商工会議所から誘致の要望が寄せられ、市議会でも取り上げられるなど、多くの市民から復活を望む声が上がっていました。

(1) 映画館の立地協定に至る経過

まず最初に、今回の映画館の立地協定に至るまでの経過について伺います。

<答弁>現在、市民が映画を見に行く場合は、大分、小倉や博多まで行く必要があります。

このような事から、これまで多くの市民から映画館を切望する声があがるとともに、商工会議所からは要望書が出され、議会でも何度も、映画館誘致の質問を頂いている状況がありました。

こうした中で、映画館の立地に向けて関連企業の情報収集、調査を行っていたところ、一昨年5月、宮崎市のセントラル観光株式会社が九州北部に進出を検討されていると伺いました。

中津市が候補地の一つとして考えられていたことから、市としては、映画館建設構想を伺って以来、映画館立地に向けた交渉を粘り強く、積極的に行った結果、今回の立地協定に至ったものであります。

(2) 立地における会社側の支援要請

記者会見資料によると、セントラルシネマ三光は、イオンモールの三光の店舗西側に平屋建て(約2500平方メートル)を建設し、最新のレーザー映写機やライブビューイングの設備を導入するとしています。事業費(見込み額)は約10~12億円、従業員数45人、年間の動員目標は30万人となっています。今回の立地協定締結に至る協議の段階で、市への財政的な支援等の要請の有無について伺います。

<答弁>立地の協議・交渉の中で、財政的支援の要望がありました。

②企業立地促進条例の適用

3月議会に上程されている中津市企業立地促進条例の一部改正による助成措置の対象となる事業者は、製造業をはじめとする8業種とBPOオフィス業、そして今回追加される地域経済牽引企業となっています。

今回の映画館は、この条例による助成措置の対象外となっています。

今回の立地による事業費(見込み額)は約12億円、従業員数45人、年間の動員目標30万人を見ると、条例の目的にある「産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に資する」ものと考えます。そこで、今回の立地協定を踏まえて、映画館を対象業種に追加すべきと考えますが如何ですか。

<答弁> 今回のセントラル観光による映画館の立地では、約12億円の投資、45人の雇用創出、年間30万人の観客動員による消費拡大が見込まれ、地域経済への波及効果・市民生活の質の向上に多大な貢献をいただけるものと期待を寄せているところです。

市としましては、必要な財政的支援を行いたいと考えております。

具体的には、これまでの立地企業に対する支援と同様に、投資や雇用に対する助成をすることになりますが、それも映画館のオープン後となりますので、条例を改正するか、要綱を策定するか、今後検討してまいりたいと考えています。

②また、中津市の宿泊観光を推進するため部屋数が不足しているホテルや地方創生の高校生とのワークショップで提案されたラウンドワン等の複合アミューズメント施設も対象業種に追加してはどうかと考えますが如何ですか。

<答弁> 中津市企業立地促進条例は、他県・他市との厳しい企業誘致競争の中にあって誘致を実現するため、他市並みの優遇制度が必要との判断から制定いたしました。助成の対象業種は、地域経済の牽引役である自動車製造業をはじめとする製造業やこれらの事業を支える倉庫業や運送業といった物流関連事業、女性の雇用の場として期待できるIT・オフィス系の事業などを対象にしています。

ホテルや複合アミューズメント施設といった業種につきましては、自由競争原理に基づき、十分な需要が見込める所へは自ら進んで立地するものであり、補助金等を武器に誘致活動を行うことは考えておりません。

もちろん、市としましては、これらの助成対象としていない業種の立地が具体化した際には、市民が寄せる期待の大きさや、投資規模、雇用人数などの市への経済波及効果などによっては、柔軟に対応していくことが必要と考えております。

(まとめ) 今回のセントラル観光による映画館の立地では、設備投資、雇用創出、観客動員による消費拡大が見込まれ、地域経済への波及効果・市民生活の質の向上に多大な貢献をいただけるものと期待を寄せています。是非、一人でも多くの正規社員が採用されるよう条例に基づく雇用に対する助成の適用を要請したいと思えます。

3. 中津市史の編さんについて

2期目の任期、最後の一般質問となるため、これまでの一般質問で前向きな答弁を頂きながら実現できていない3つの項目について、執行部の考え方を質していきたいと思えます。

最初に、中津市史の編さんについてです。

現在の中津市史が昭和40年5月に合併30周年記念、市制30周年記念として発刊されて54年が経過をしております。合併後の新市エリアを網羅する市史は昭和2年に発刊され、昭和47年に復刻版が出た下毛郡誌しかない。これが現状です。

平成23年9月議会において、当時の広畑総務部長は、「市史の発刊については、これま

でも市制何十周年といった区切りのよい年に発刊することが多くございました。合併後10周年や20周年、市制90周年または100周年といった区切りの年が一つの目安になるのではないか、そういうふうになっているところがございます。

また、市史の発刊につきましては、他市の例を見ますと専門の部署を設けて学識経験者それから市民、NPO団体など広く参画していただき、資料収集をする体制をつくりまして、7年から8年または10年といった長期的な発刊計画を立てて進めているところがほとんどであるというふうに認識しているところがございます。

中津市におきましても、このような課題を総合的に勘案しながら、中津市史発刊に向けて取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。」と答弁しています。

平成24年9月議会では、当時の新貝市長から、「この中津市史の編さんにつきましては、私も非常に関心を持っているところがございます。大塚議員からの御提案がありまして、その後どうなったかなというふうにも思っておりました。

ただいまの答弁によりますと、まだ資料収集中であるというふうなことですが、大塚議員のおっしゃる「とっかかりをいつからするか」、これを決定をしていかなければ前に進まないということは、確かにそのとおりだと思います。ですから、早急にこの件については今後検討をしてみたいというふうに思います。」と答弁しています。

平成27年3月議会では、当時の前田総務部長から、「市史につきましては、学術的な歴史資料としての市史、それから歴史的出来事を時系列にまとめた年表資料の2種類の形式があるというふうに思っております。

市では、今回の合併10周年記念を一つの節目といたしまして、後者の年表資料について今年度作成いたしました。

また、議員が今言われているのは学術的な歴史資料としての市史だと思いますので、それにつきましては、作成にかなりの期間を要すると思っております。

また、庁内においても編さんにかかる組織の設置などが必要と思っております。それで、どういうやり方がいいのか十分検討する必要があるというふうに考えております。そのため、大分県立先哲資料館への訪問、それから、最近市史を発行した自治体の市史の購入など、情報の収集を行ってきたところがございます。」と答弁しています。

今後の発刊の時期等につきましては、まだ今のところ具体的にいつということは申し上げられませんが、市制100周年、平成41年に最終巻の発行をできればというのが一つの目安と考えております。

(1) 現在までの進捗状況

そこで、平成27年3月以降の取り組みについて伺います。

<答弁>平成27年に市制施行(昭和4年)以降の中津市の出来事について、市民にわかりやすいよう年表形式でまとめた「中津市制年史」を発行しました。

一方、「学術的な歴史資料」としての市史は、作成にかかる期間も5年~10年以上と長くかかることから、多額の予算を必要とすることが予想されます。また庁内において編纂に携わる組織の設置も必要となります。歴史を考証し記録することの重要性は理解していますが、

現状は、人口減少をはじめとする喫緊の課題に資源を集中して対応せざるを得ない状況であると判断しております。

地域の歴史や民俗の研究家の研究成果等については、担当部署において随時収集・保存を行うよう、取り組んでいます。

また、年表形式での記録に加え、写真等映像での記録など、資料の保存・整理は日常業務の中で行っていきたいと考えています。

(2) 編さん組織の立ち上げ時期と完成予定年度

中津市は、今年市制90周年を迎えます。

市史編さんをいつから始めるのかというのは、これはとても大事なことで、まだ10年先とか言っていると、いつまでたってもできないと思います。

そういった意味で、市制100周年まで10年となったこの議会で、編さん組織の立ち上げ時期と完成予定年度をいつまでにということを、ぜひ答弁いただきたいのですが、如何ですか。

<答弁>先ほど、答弁いたしましたように、現時点において、市史編纂に着手する時期等は未定でございます。

4. 城下町の旧町名の復活について

城下町の風情を持ったまちづくりを進めている南部校区、北部校区の一部には、中津市1番地から2648番地という住居表示がなされ、62の通称名が今使われております。

通称名は、慶長12年、1607年、中津藩の細川忠興公が城下の整備を行うために出した町割令によって生まれたというふうに言われています。

平成23年9月議会では、当時の広畑総務部長から、「旧町名は、その土地の歴史を刻み、人々の営みや情景を映すかけがえのない貴重な歴史的文化的文化資産であり、旧町名復活運動の実施にあたっては、地区の皆さんの合意が前提となりますので、まずは地域住民の意向を確認していきたい。具体的な確認方法等につきましては、今後内部で協議をしてからになるかと思えます。」との答弁がありました。

平成24年9月議会では、当時の速水総務部長より、「先進地の状況を問い合わせると同時に、諸町、豊後町街道両地区の景観まちづくり協議会役員会において、旧町名復活についての考えをお聞きしてきました。両地区とも旧町名を正式な住所として使用することに賛成の意見が多く出されてきたところでございます。

なお、通称名、あるいは自治区名として、現在も使用されている町名は、土地登記簿調査の結果、字名として土地の所在地に記載されているものがほとんどですが、一部に字名と現在使用している通称名、あるいは自治区名が違うものがありますので、何をもちいて旧町名とするのか、現在検討をしている状況でございます。

旧町名の復活は、土地登記簿の土地所在地の変更なしにはできないため、法務局との協議を今後進め、法手続き上の課題整理を行います。

同時に、旧町名復活の対象地域及び使用する旧町名を確定させた後、対象地区の自治委員さんへ、旧町名の復活に関する意向調査を実施したいというふうに考えております。その結果によって、今後の進め方を検討してまいりたいというふうに思っています。」と答弁しています。

平成25年12月議会では、当時の吉田総務部長より、「現在、法務局へ技術的な問題点の有無について問い合わせ中でございます。法務局からは特に問題ないとの回答があれば、庁内の関係課と再協議します。

特に、市民課は土地登記簿の土地の所在が旧町名に変更されますと、住民票だけではなく、戸籍の本籍地も旧町名に変更する必要が生じるため、対象地区に本籍があり、現在、地区外に居住している方に対しても、事前、事後のお知らせ、各種問い合わせの対応、変更後も長期にわたるフォロー等が必要になるため、こうした事業量増に対する対策を含めた協議を行う予定です。

今年度中には、このような事務的課題に見通しを付け、関係する自治委員の方々へ事業内容の説明等を行うことを予定しています。

この説明を通じて、一括で町名復活を行うのか、申請があった地区ごとに順次行うのかを決定していきたいと考えています。」と答弁しています。

(1) 現在までの進捗状況

＜質問＞そこで、平成25年12月以降の取り組みについて伺います。

＜答弁＞平成25年12月以降、現状の城下町の町名を単位とした自治区割りに沿った住所表示の方法として、地方自治法第260条の規定にもとづく、「町の新設」による方法を検討してきました。

土地に関しては、登記簿上の土地の所在の変更を法務局へ届け出るための事務、戸籍に関しては、中津市内の対象地を戸籍の本籍としての方へ戸籍の表示が変更となることのお知らせと変更事務、住民票に関しては、対象地域にお住まいの方の住民票の住所が変更となることのお知らせと変更事務、こうした事務処理をする人員確保、さらには、住民票の電算データ変更委託業務だけでも数百万円の経費が必要なこと等、人員・経費面での課題も明らかとなりました。

(2) ＜質問＞人員・経費面での課題が明らかとなったとのことですが、今後の取り組み

＜答弁＞南部校区及び北部校区の一部である旧城下町の地区では、現在、自治区名に旧町名が利用されており、生活に根付いています。そういった現状を踏まえると、中津市では城下町の歴史を残しているとも言えますので、人員・経費の課題も加味すると、早急な対策が必要な状況ではないと考えております。

5. 小中学生の遠距離通学費の無償化

平成30年6月議会において、粟田教育員会次長より、「スクールバスや路線バス等を利用している小中学生の利用状況について、山国地区の三郷小学校では、学校統廃合に伴い運行することとなったスクールバスを利用している児童が16人います。個人負担はありません。

耶馬溪地区の下郷小学校には、コミュニティバスを利用している児童が6人で、月1,000円の個人負担となっています。

城井小学校では、学校統廃合に伴い運行することになったスクールバスのみを利用している児童が5人、この子たちは旧柿坂小学校区の児童です。スクールバスの利用については個人負担はありません。

そのほか、路線バス及びスクールバスを利用している児童が3人、路線バスの利用については、月1,000円の個人負担となっています。

また、耶馬溪中学校には、路線バスまたはコミュニティバスを利用している生徒が4人おり、月2,000円の個人負担となっています。

本耶馬溪地区では、樋田小学校にスクールバスまたは路線バスを利用している児童がおり、学校統廃合に伴い運行することとなったスクールバスの利用者は6人で、個人負担はありませんが、路線バスの利用者3人は、月1,000円の個人負担となっています。

また、上津小学校では、学校統廃合に伴い運行することとなったスクールバスを利用している児童が23人おり、個人負担はありません。

旧下毛地域の小中学校の通学における交通手段の確保や保護者負担軽減は、これまでも行ってきたおり、平成28年10月の制度改正等でも保護者負担軽減を行ったところであります。

今後についても、制度のあり方、施策の効果や制度など総合的に勘案し、適正な方法を考えたいと思っています。」と答弁しています。

このように、旧下毛地域の遠距離通学をしている児童、生徒で、個人負担の学校間、学校内格差が生じていることが明らかになりました。

(1) 検討の状況

そこで、平成30年6月以降の検討状況について伺います。

<答弁>まず、遠距離通学の現状ですが、学校統廃合に伴う場合は、スクールバスを配置し通学手段の確保や通学費の無償化をおこなっています。

一方、学校統廃合以外で公共交通機関（路線バスやコミュニティバス）を利用する児童生徒については、平成28年度の改正で、小学生は通学費の2/3補助を、月1千円を超える額すべて補助に、中学生は月6,600円を超える額について補助していたものを、月2千円を超える額すべて補助することとしました。

他市との比較においても、通学費の無償化は学校統廃合に伴う場合に限定していること、また、統廃合以外の公共交通機関の補助比較においては、市によって異なり、実施の有無や基準にばらつきがあるため、現時点においては、現状の制度を維持する方針とし、必要性が生じれば、これまでどおり、制度のあり方、施策の効果や制度など総合

的に勘案し、適正な方法を考えたいと思っています。

②<質問>平成30年度の旧下毛地域の小中学校の遠距離通学費の額と無償化するのに必要な額はいくらですか。

<答弁>公共交通機関利用（平成30年度決算見込額）の遠距離通学費の補助額につきましては、小学校が約279千円、中学校が約228千円となっています。

無償化するのに必要な額（保護者負担額）につきましては、小学校が132千円、中学校が78千円となっています。

（2）見直しの時期

通学にお金がかかる地域に移住、定住促進を図ることは非常に難しいと思います。過疎化対策は待ったなしです。当初予算に計上されているかどうかは現段階では不明ですが、今年度より実施すべきと考えますが如何ですか。

<答弁>先ほど、ご答弁申し上げたとおり現時点において、予算計上の予定はありません。